

伝送方式の種類	
品目	高速デジタル合計

注 1 専用設備（映像伝送専用装置及び衛星伝送専用装置を除く。）については記載すること。
 注 2 契約約款等において規定するサービスの細区分とは別表とすること。
 注 3 伝送方式の分類（同表及び別表間）とは別表とすること。
 注 4 品目ごとの電圧と電圧帯域をそれぞれに記すこと。
 注 5 映像伝送事業者の電気通信設備に接続される設備については、当該接続を利用する者の所在する都道府県で設定されたものと記載すること。
 注 6 新たに契約を締結した品目については、記載を要しない。
 注 7 接続専用線については、別表一再掲すること。
 注 8 「各都道府県」の項には、各都道府県のコード、日本電報通信都道府県コードの番号の順序によること。
 注 9 記載する都道府県の順に応じ、及び幅を適宜増減すること。
 注 10 用紙のサイズは、日本電算規格 A4 用紙とする。

- 注1 契約約款（幹支店受取及び需要品受取専用を除く。）について記載すること。
- 2 専用約款等において規定するサービスの区分ごとに別業とすること。
- 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
- 4 品目ごとに別業とすること。
- 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
- 6 接続専用回線については、別業に再掲すること。
- 7 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードに記載する都道府県の数に応じ、項及び品を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

電氣通信役務通信量等状況報告
都道府県間別回線数

2025年3月31日現在

サービスの種類(細区分) 高速デジタル伝送サー

伝送方式の種類

品目	64Kbit/s
----	----------

事業者名 西日本電信電話株式会社

[illegible]

- ① 専用設備（設備に専用設備及び附置専用設備を除く。）については記載すること。
- ② 契約約款等において規定するサービスの細区分とこれらと異なること。
- ③ 電気工事設備（同前②と異なること）とこれらと異なること。
- ④ 品目とこれらと異なること。
- ⑤ 付加価値サービスの提供開始と提供終了後それぞれ1箇月については、当該提供を利用する者の所在地を都道府県で設定されたものと記載すること。新たに契約を締結した品目については、記載と異なること。
- ⑥ 提供開始日については、別表一再掲すること。
- ⑦ 「提供開始日の順」に於いて都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの順の順序によること。
- ⑧ 記載する都道府県の数に応じ、項目及び消費量を増減すること。
- ⑨ 利用の大きさは、日本産業規格 A 列 4番とすること。

品目	128Kbit/s
----	-----------

- 注1 専用設備（除設備専用設備及び衛星通信専用を除く。）については記載すること。
- 注2 契約的取等において規定するサービスの細区分ごとに区分すること。
- 注3 送達方法の形態（同送及び非同送）ごとに区分すること。
- 注4 品目ごとに記載すること。
- 注5 電気通信事業者の電気通信設備に接続される路線については、当該路線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものと記載すること。またに契約を締結した旨の目については、記載をしない。
- 注6 特殊通話サービスについては、別添に再掲すること。
- 注7 「標準通話」の欄には、標準通話サービスに該当する、日本企業規格標準通話サービスの番号の順序によること。
- 注8 記載する都道府県の順に、項及び欄を増減すること。
- 注9 用紙の大きさは、日本企業規格A4用紙とすること。

[illegible]

注 1 専用設備（検便・送水装置及び衝水・通風装置を除く。）については記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別表とする。
 3 広さ等の面積（間接及び非間接）については別表とする。
 4 品ごとに別表とする。
 5 1号の設備の設置の電気設備仕様・仕様表に定める箇条については、当該箇条を利する者の所有する経過期間で設定されたものと記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 設備等維持管理については、別表一再掲すること。
 8 「付帯設備」は、本表の設備の維持管理の範囲外とする。日本業種別都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の順に対応する、並びに幅を適宜増減すること。
 10 用紙のサイズは、日本業種規格 A4 用紙とする。

[illegible]

注 1 専用設備（映像伝送専用装置及び衛星伝送専用装置を除く。）については記載すること。
 注 2 契約約款等において規定するサービスの細区分とは別表とすること。
 注 3 伝送方式の分類（同表及び別表間）とは別表とすること。
 注 4 品目ごとの電圧と電圧帯域をそれぞれに記すこと。
 注 5 映像伝送事業者の電気通信設備に接続される設備については、当該接続を利用する者の所在する都道府県で設定されたものと記載すること。
 注 6 新たに契約を締結した品目については、記載を要しない。
 注 7 接続専用線については、別表一再掲すること。
 注 8 「各都道府県」の項には、各都道府県のコード、日本電圧規格都道府県コードの番号の順序によること。
 注 9 記載する都道府県の順に応じ、及び幅を適宜増減すること。
 注 10 用紙のサイズは、日本電算規格 A4 用紙とする。

